

# 2024 年度学習院大学史学会総会 第 40 回 学習院大学史学会大会

## プログラム 大会講演要旨 研究報告要旨

日時：2024 年 6 月 15 日（土）9：30～17：45

開催方式：総会・大会ともに対面形式

会場：学習院大学 中央教育研究棟 4 階・5 階

主催：学習院大学史学会

## 【目次】

プログラム	2 頁
講演者紹介	4 頁
大会講演要旨	6 頁
研究報告者紹介	9 頁
研究報告要旨	11 頁
学習院大学史学会概要	16 頁
『学習院史学』第 62 号原稿募集のお知らせ	17 頁

## 【プログラム】

### ◆2024 年度学習院大学史学会総会（9：30～10：45）

開会挨拶

2023 年度事業報告

2023 年度決算報告

2023 年度会計監査報告

2024 年度委員長選出

2024 年度委員委嘱

2024 年度事業方針案

2024 年度予算案

その他の議題

閉会挨拶

### ◆研究報告（11：00～15：20）

於 中央教育研究棟－501 教室／502 教室

≪第1部≫ 11：00～12：00

【中央－501 教室】

漢代の人質行為について

徐 知非 氏（学習院大学大学院 博士後期課程）

≪第2部≫ 13：00～14：00

【中央－501 教室】

伝説と史実のあいだ

－秦始皇本紀にみる湘山樹木伐採に対する考察－

宋 瑞昇 氏（学習院大学大学院 博士後期課程）

【中央－502 教室】

近世後期蝦夷地在地社会におけるアイヌと和人

－西蝦夷地ヨイチ場所「イケシュイ」を事例に－

竹澤 翔 氏（学習院大学大学院 博士前期課程修了）

《第3部》 14:20～15:20

【中央-501 教室】

『詩経』と注釈からみる中国の色彩

荒見 愛 氏（早稲田大学大学院 博士後期課程）

【中央-502 教室】

明治後期～大正期における国有地・御料地下戻し運動の展開と変容

— 請願による民意表出を手がかりとして —

仲田 拓真 氏（学習院大学大学院 博士前期課程修了）

◆ 大会講演 (15:30～17:45)

於 中央教育研究棟-401 教室

アウグストゥス時代とは何だったのか

— ローマ前期帝政の始まり? —

15:30～16:30

島田 誠（学習院大学文学部史学科教授）

南都復興にみる鎌倉幕府と朝廷

16:45～17:45

高橋 典幸（東京大学大学院人文社会系研究科教授）

## 【講演者紹介】

しまだ まこと  
島田 誠 氏

### 【経歴】

1955 年生まれ。1988 年、東京大学大学院人文科学研究科西洋史学専攻博士課程単位取得退学。東洋大学文学部講師・助教授を経て、1998 年より学習院大学文学部史学科教授に着任し、現在に至る。

### 【主要著書】

単著

『古代ローマの市民社会』山川出版社、1997 年

『コロッセウムからよむローマ帝国』講談社選書メチエ、1999 年

翻訳

クリストファー・ラッセルズ著『いちばんシンプルな世界の歴史』日本能率協会、2015 年

### 【主要論文】（1999 年以降）

「カピトリウムのコンスル表」—ローマ帝政成立期の歴史観」

（『新・歴史遊学』、山川出版社、2021 年所収）

「locus celeberrimus : 古代ローマにおける記念建造物の設置と元老院決議等の公示について」

（『西洋史研究』42、2013 年）

「皇帝アウグストゥスの残した三つの史資料」

（『増補』歴史遊学』、山川出版社、2011 年所収）

「世紀競技祭 ludi saeculares とアウグストゥス」

（『西洋古典学の明日へ 逸身喜一郎教授退職記念論文集』、知泉出版、2010 年）

「ローマ帝国における皇帝権力と地方都市—帝政前期のイタリア地方都市を事例として」

（『歴史学研究』872、2010 年）

「ローマ帝政初期における過去の記憶の形成と「記憶の断罪」について」

（『研究年報』55、2009 年）

「神アウグストゥスの業績録』（*Res gestae divi Augusti*）の性格と目的」

（『人文（学習院大学人文科学研究所）』4、2006 年）

「ドムス・アウグスタと成立期ローマ帝政」（『西洋史研究』33、2004 年）

「ティベリウス政権の成立とその性格」

（『学習院大学文学部研究年報』47、2000 年）

「マルクス・コルネリウス・フロント—二世紀のある元老院議員の横顔—」

（『学習院史学』37、1999 年）

【経歴】

1970 年生まれ。1993 年東京大学文学部卒業。1997 年東京大学大学院人文社会系研究科博士課程中退、後博士(文学)取得。1997 年東京大学史料編纂所助手、2007 年同助教を経て、2012 年に東京大学大学院人文社会系研究科准教授に就任。2021 年より同教授となり現在に至る。

【主要著書】

単著

『源頼朝』山川出版社、2010 年

『鎌倉幕府軍制と御家人制』吉川弘文館、2008 年

編著・共著

『日本史の現在 3 中世』山川出版、2024 年

『中世史講義：戦乱篇』筑摩書房、2020 年

『皇位継承：歴史をふりかえり変化を見定める』山川出版社 2019 年

『中世史講義：院政期から戦国時代まで』筑摩書房 2019 年

『生活と文化の歴史学 5 戦争と平和』竹林舎 2014 年

『日本軍事史』、吉川弘文館、2006 年

【主要論文】(2000 年以降)

「西遷武士小早川氏と楽音寺」(『国立歴史民俗博物館研究報告』245、2024 年)

「金剛寺寺辺領の基礎的研究」(『鎌倉遺文研究』50 2022 年)

「鎌倉幕府と朝幕関係」(『日本史研究』695、2020 年)

「中世の皇位継承」(『歴史と地理 日本史の研究』717、2018 年)

「藤原定家と「御教書」「奉書」」(『明月記研究』14、2016 年)

「鎌倉幕府論」(『岩波講座日本歴史 6 中世 1』(岩波書店)、2013 年)

「鎌倉幕府の成立をめぐる」(『文化交流研究』26、2013 年)

「南北朝期の城郭戦と交通」(『中世政治社会論叢 (東京大学日本史学研究室紀要別冊)』2013 年)

「地頭制・御家人制研究の新段階をさぐる」(『歴史評論』714、2009 年)

「将軍の任右大将と『吾妻鏡』」(『年報三田中世史研究』12、2005 年)

「歴史認識における普遍性・法則性」(『歴史評論』646、2004 年)

「荘園制と悪党」(『国立歴史民俗博物館研究報告』104、2003 年)

「『明月記』寛喜二年秋記紙背の研究」(『明月記研究』6、2001 年)

## 【大会講演要旨】

### アウグストゥス時代とは何だったのか

#### －ローマ前期帝政の始まり？－

島田 誠（学習院大学文学部史学科教授）

一般にローマ帝政の始まりとされるアウグストゥス時代は、実際にはどのような時代だったのだろうか。高校世界史の教科書でのアウグストゥスの記述を見るとオクタウィアヌスが前27年に元老院からアウグストゥス（尊厳者）の称号を与えられ、帝政時代が始まったとされる。ところが、この記述は、ローマ史を専門とする研究者から見ると到底首肯することの出来ない類のものである。特にアウグストゥスを支配者(皇帝)の称号とすることは論外である。アウグストゥスは、この段階では個人の名前の一部、添え名 *cognomen* と呼ばれるものに過ぎなかったのである。

ローマが、「アウグストゥス時代」のどの時点で帝政、正確には「前期帝政 *Principatus*」となったかについては、様々な意見がある。

(1) 皇帝権力の本質を制度上の権限に見る立場からは、①前27年1月13日にオクタウィアヌスが獲得した属州総督命令権 *imperium proconsulare*、②前23年にアウグストゥスが、病のために共和政の最高公職コンスル職を辞任、代わりに授与された護民官職権 *tribunicia potestas*、③前19年、彼が授けられたコンスル命令権 *imperium consulare* に注目する諸説がある

(2) 皇帝権力の本質を非制度的な社会関係の中に求め、その関係に基づくアウグストゥスの権力獲得を前期帝政の始まりと主張する説。この説では、オクタウィアヌスが内乱に勝利したことが前期帝政の成立とされ、その時点は前31年或いは前30年される。

私は以上の諸説に必ずしも賛成しない。その理由は、まず同時代史料においてアウグストゥス時代が共和政の復興した時代と述べられていること、さらに「アウグストゥス時代」の前半、前17年頃までの政治情勢が、共和政末期に見られたものと非常によく似ていることである。特に類似が顕著なのが、前82年に内乱に勝利して後の独裁官スッラの時代である。スッラもオクタウィアヌスも対外戦争と内乱に勝利し、スッラはフェリクス *Felix*、オクタウィアヌスはアウグストゥスという添え名を授けられ、多くの立法を伴う改革を実施した。

スッラが、前79年に亡くなるとローマの政治は元老院を中心とする共和政本来の政治体制に戻った。アウグストゥスの場合も前23年に彼が病死するか、暗殺されていたならば、共和政が復活した可能性が高いのではないかと考えている。改革を行った直後に亡くなったスッラとは異なってアウグストゥスは前23年以降も40年近く権力者であり続け、後14年8月19日に75歳で亡くなった。このアウグストゥス政権後半のローマ政治では、かつてアウグストゥスと対立した共和政ローマの名門家系出身の若者たちが、アウグストゥスの下で功績を競い合い、最終的にアウグストゥスの妻リウィアと前夫の間の息子のティベリウスが勝ち残ってア

ウグストゥスの養子となった。彼は、後 14 年アウグストゥスが亡くなると最高権力者の地位を継ぎ、「アウグストゥス」の添え名も継承することとなった。

アウグストゥス時代は、全体として共和政から帝政への移行期であり、このアウグストゥスが その長い生涯を通じて獲得した様々な権限や政治勢力が、一人の後継者ティベリウスに継承された後 14 年 8 月 19 日こそが、共和政に戻ることがないことが最終的に確定したローマ前期帝政の誕生した時点ではなかろうかと考えている。

## 南都復興にみる鎌倉幕府と朝廷

高橋 典幸（東京大学大学院人文社会系研究科教授）

鎌倉幕府の成立は日本の歴史にとって画期的な出来事であるが、鎌倉幕府をどのような性格の権力とみなすか、その成立の意義をどのように考えるかは今なお鎌倉時代政治史研究の大きな課題である。とりわけ朝廷との関係をどのように理解するかは重要であるが、当の鎌倉幕府にとっても朝廷とどのような関係を取りむすぶかは幕府の存立に関わる大問題であったと考えられる。鎌倉時代はじめの南都復興を素材にこの問題を検討してみたい。

治承・寿永内乱のはじめ、平氏の南都焼き討ちによって東大寺・興福寺は焼失してしまう。とくに東大寺は鎮護国家を象徴する寺院であったため、南都復興は朝廷にとって喫緊の政治課題であった。新たに登場した政治権力である鎌倉幕府にとっても、南都復興はその存在意義を喧伝する場として恰好の機会であった。すなわち治承・寿永の内乱を戦い抜き、平氏を打倒することで実質的な権力を手にしてきた源頼朝は、平氏が焼き討ちした東大寺の復興に積極的に関与することによって、みずからの権力の正統性を獲得しようとしたのである。また頼朝個人が南都復興の「大檀那」として振る舞うばかりでなく、地頭や御家人も南都復興に参加・貢献させることによって地頭制や御家人制の定着を図ったと考えられている。このような理解は大筋では首肯されるところであるが、朝廷との関係という観点から東大寺復興の過程を見直すと、もう少し複雑な側面が浮かび上がってくる。

東大寺復興は、①文治元年（1185）までの大仏再建、②建久6年（1195）までの大仏殿再建、③それ以後のその他の堂舎・仏像の再建の三段階でとらえられるが、鎌倉幕府が本格的に関わるようになるのは②段階からであった。大仏再建がもっぱら勸進で進められたのに対して、大仏殿再建には朝廷から周防国が造営料国として寄せられるなど、②段階では政治権力が関与する比重が高まっていく中で、朝廷は頼朝に対して地頭や御家人を東大寺復興に直接動員することを求めた。頼朝の権威や主従関係に期待したのであるが、頼朝は地頭・御家人の動員には抑制的な対応を示し、むしろ朝廷の主導で国衙や荘園を通じた労働力・財源確保による復興を主張した。頼朝は荘園公領制の再建・安定化を志向し、地頭制・御家人制や朝幕関係もそれに立脚したものとして構想していたことがうかがえる。ところが建久3年に後白河院が没し朝廷の指導力が低下すると、頼朝は地頭や御家人を積極的に動員するようになり、東大寺復興に占める幕府の役割は大きくなっていくのである。

近年の研究では朝幕関係のさまざまな局面において鎌倉幕府の抑制的・規律的な姿勢が注目されている。幕府による朝廷介入の最たるものとされてきた皇位継承問題も、実は朝廷ないし天皇家内部で皇位継承者を決められなくなったことから幕府への依存が進んだとする指摘もある。南都復興はこうした鎌倉時代の朝幕関係の縮図であったと考えることができる。

## 【研究報告者紹介】（報告順に掲載）

徐 知非（じょ・ちひ）

（学習院大学大学院 博士後期課程）

漢は中国歴史上初めて長期間存在していた統一王朝であり、外交面でも「人質」という行為を利用しながら、侍子制度を成立させた。その漢王朝について、当時の状況も影響し、前漢・後漢では「人質」という行為の方式は大きく異なっていた。本報告は漢代の人質行為を全般的に検討するものである。

宋 瑞昇（そう・ずいしょう）

（学習院大学大学院 博士後期課程）

司馬遷は中国の各地を遊歴し、地方に伝わった説話を『史記』秦始皇本紀に書き入れた。始皇帝巡行中の湘山樹木伐採というものがたりはそれらの説話の中の一つであると想定されていたが、近年公開された嶽麓秦簡『秦律令（貳）』にみえる当該条文によって、樹木伐採行為は伝説であると裏付けられた。しかしながら、伝説であっても、一定の史実にもとづいているはずであり、この伝説の形成過程を考察すると、秦代ではなく、楚漢戦争～漢初にかけてこそ湘山の樹木が伐採されたのではないかと考えられる。

竹澤 翔（たけざわ・しょう）

（学習院大学大学院 博士前期課程修了）

本報告は、第一次蝦夷地幕領期末から松前藩復領期にかけての蝦夷地在地社会におけるアイヌと和人の関係について、主として西蝦夷地ヨイチ場所とその周辺地域において構築されたアイヌ-和人社会に関する実態について、イケシュイ（アイヌ語で逃散を指す）での事例を素材に、文献史学の手法を用いて検討するものである。

荒見 愛（あらみ・あい）

（早稲田大学大学院 博士後期課程）

中国の古代より、人々はどのような色彩観を持ち、どのように表現していたのだろうか。本報告では、文字の観点から、中国の古代の色彩描写について、中国最古の詩集である『詩経』と後世に付された注・箋・疏・集注の注釈から、時代ごとに検討する。また、「間色表現」を通して色彩の並び順に注目することで、色彩と五行思想との関わりだけではなく、それを後世の注釈者がどのように受け入れたのか、ということについても言及する。

仲田 拓真（なかた・たくま）

（学習院大学大学院 博士前期課程修了）

明治後期～大正期の帝国議会において国有地の下戻ないし下戻申請期限延長はしばしば争点となっていた。申請期限延長法案に一貫して反対する政府に対して、衆議院議員らは大規模な請願運動を行った。この請願運動に至る経緯を軸に、宮中の請願の取り扱いや御料地の下戻しに関する施策と比較し、宮中と府中は次第に相補的に政策決定をしていく（相補的宮府二元体制の構築）過程を明らかにする。

## 【研究報告要旨】（報告順に掲載）

### 漢代の人質行為について

徐 知非

漢代の代表的な人質行為としては、西域諸国や少数民族勢力との間に行われた侍子があげられる。漢朝は当時、侍子を通じて西域で自身の影響を広げつつ匈奴と対抗していったのである。

文献史料において最初に侍子という記載がみえるのは南越国のものであったが、『史記』と『漢書』の記載を比較すると、『漢書』には「入侍」と書かれ、『史記』には「入宿衛」と書かれていた。『漢書』の著者である班固の時代には、侍子制は既に完成されており、『史記』には外国の質子に対する呼び方として侍子とは書かれていなかった。このことについて、極めて忠誠的な姿勢を取っていた南越国よりも、南越国と東甌国を攻めた閩越国に人質を要求するのが合理的であろう。故に南越王とされたやり取りは人質を要求するものではないと考えられる。

侍子制が成立するまでの期間に漢朝も西域諸国から人質を受け取ったことはあるが、当時は人質に対する扱いも異なっていた。樓蘭から受け取った人質は詳細は不明ながら宮刑を受け、即位できなくなった。亀茲から杆彌の太子を漢朝に連れて帰っていたが、長安には残さず、西域にて活動を行う官職に任命した。これらの転機となったのは、匈奴が預かっていた樓蘭国の人質を樓蘭王が亡くなった後に匈奴が擁立したことであろう。これより『漢書』には、漢朝が官員を遣って侍子を出質側まで送った記載が見られるようになった。後漢に入り漢の光武帝は当時の国力では西域を管理することが難しいと判断し、侍子を返し、西域から撤退した。後に班超が漢の明帝の時代に西域を一掃し、大量の人質を受け取ったこともあったが、全体的な傾向としては、後漢の西域経営は安定しておらず、前漢のような影響力はなかったのである。

侍子は安定した外交手段であり、一定の規則・慣習が存在したはずである。例えば侍子を出す前には原則では漢朝側の許可をもらう必要があり、許可を取った際には、侍子は漢朝に行くべきであった。この際、侍子は貢献が見込まれる使節団とともに漢朝に行くようである。これに対し漢朝側は、何もせず侍子を待っていたわけではなく、専門的な官員に侍子を迎えさせたり、送ったりしていた。侍子の漢朝での生活はあまり明らかにされていない。漢朝の国家祭祀にも参加し、外交宴会にも呼ばれていたようである。刑罰を受けた記載はあるが、いくつか問題点があり、侍子が外交特権を持っていたかまでは判断できない。侍子が亡くなった際、原則としては新しい侍子を改めて送る必要があった。特に漢朝と匈奴の関係が平穏な時期には、何人かの匈奴単于は速やかに侍子を漢朝に送っていたようである。

侍子を返還する際、漢朝は侍子を辺境まで送るのが一般的ではあるが、中原王朝に親しい少数民族勢力の侍子であれば、母国まで送っていても構わない。こういった了承を得た返還以外にも、漢朝が一方向的に侍子を返還し、侍子関係を中止する場合もあった。帰国した侍子のほとんどは漢朝の影響力をその国において拮げた。莎車国王の延がその顕著な成功例であろう。

ほかに烏桓や鮮卑なども漢朝に人質を送った事例がみえたが、西域諸国の状況と同じでは無いので、待遇や実態も異なるものであった。

前漢の司馬遷は『史記』を本格的に編纂する前に中国の各地を旅行し、のちには武帝の巡行にも随行し、秦の始皇帝の巡行の行き先を遍歴している。この時に各地方から収集した伝聞などを取捨選択し、『秦記』の紀年条にさし入れたが、これは秦始皇本紀の完成に役立ったと知られている。

そして秦始皇本紀をはじめとする『史記』の各巻には収録された始皇帝にまつわる諸伝説があるが、その中には近年出土史料によって史実から伝説にいかに変質していったのかを考える手がかりとなったものもある。それは秦始皇本紀・始皇二八年条に所載される湘山樹木伐採伝説である。これは長い間伝説とされており、その伝説形成の背景・原因・過程についての考察はまだされていない。嶽麓秦簡『秦律令(貳)』の始皇帝制書に所載される湘山樹木保護という行動は、秦始皇本紀のものとは反対であり、一次資料のほうが信憑性が高いと考えられる。

しかし伝説であっても一定の事実に基づいているはずであり、①始皇帝らが湘山に巡行したこと②湘山の樹木が伐採されたことがあることが伝説のなかの事実であると想定されよう。本報告は『史記』に採録された始皇帝の諸伝説の一つに対する考察と位置づけ論を展開する。

まずは制書にみる禁伐法令から分析をはじめた。四月孟夏の時令に、湘山で始皇帝が湘山とその付近の山々の樹木を禁苑の樹木のように保護せよという行動規範があるが、先秦時代の諸子百家の書物にみえる「時禁」意識までさかのぼれるだろう。そもそもの「時禁」意識は帝王にとっての理想的なものであっただろうが、始皇帝は求められた政治的なパフォーマンスとして行った可能性もある。これを踏まえ、始皇帝はいにしへの聖王ゆかりの遺跡を巡行し、旧楚の神山なる湘山で旧楚の地に対し、秦の統治の正当性をアピールしたものであると論じた。

つぎに制書の持効性とその後湘山とその周辺地域において環境破壊がされた可能性に着目し考察を行った。嶽麓秦簡にみる「復用」制書や始皇三七に湘山を再度訪問したことに基づけば、秦末まで制書の効力が存在したと考えられる。しかし『史記』・『漢書』に書かれているように、前漢になり秦代の山林に対しての禁令が段階的に解除された。国家体制も秦の郡県制から漢の郡国制へと変質していった。湘山所在の長沙国では、漢初の高祖期に黄腸題湊の王陵や国都臨湘の宮殿建設のために一時的に大量な材木が求められた。湘山から湘水の本一の河川ラインを利用し、臨湘(長沙)まで直行できる。洞庭湖の水の中にある小丘のような湘山とその付近の小山は、水運上は材木が非常に積み下ろしやすい場所である。漢初の長沙国にとって、湘山とその周辺地域は大量な材木を素早く獲得できる理想的な場所であろう。さらに『山海経』には湘山が面している洞庭湖について「出入必以飄風暴雨」と描写されており、秦始皇本紀・二八年条の樹木伐採伝説との相似性が読み取れる。司馬遷は『山海経』の内容をふまえつつ、湘水流域にて聞き取った伝聞を秦始皇本紀にまとめたのだろう。

最後に以上の考察を総合し、湘山の樹木が伐採され時期を秦代ではなく楚漢戦争期～漢初にかけてであると特定し、秦とほぼ同時代ゆえに①と②が結びつかれていき、伝説化されていたと推論を下した。そのうえで、正史『史記』という基本テキストを批判的に読むことを再喚起しつつ、『史記』の成書には先秦の書物がどのように媒体となったのかを論じた。

## 近世後期蝦夷地在地社会におけるアイヌと和人

### －西蝦夷地ヨイチ場所「イケシュイ」を事例に－

竹澤 翔

本報告は、第一次蝦夷地幕領期末から松前藩復領期にかけての蝦夷地在地社会におけるアイヌと和人の関係について、その実態解明へ結びつけることを目的とするものである。場所請負制度下における「場所」を単位とした地域社会について、田島佳也氏が指摘しているように、運上屋を中心として直営漁に雇われた漁民・職人・アイヌを構成員とした共同体社会であったことは明らかである一方で、日常生活における実態が未だ明確になっていない。アイヌ-和人関係を明らかにする上で、アイヌ社会も含めた「場所共同体」の様相復元に向けた実証研究の蓄積が求められている。

そこで本報告では、場所請負人経営についての史料が比較的多い西蝦夷地在地社会、特に場所共同体の構造を把握し得る竹屋林家文書を分析対象とし、さらに本史料内でも、とりわけアイヌと運上屋の密接なやり取りが見られる文政13年(1830)のヨイチアイヌによる「イケシュイ(アイヌ語で逃散)」を事例に検討を進める。

ヨイチ場所におけるイケシュイに関するこれまでの論説は、いずれも概説的な検討に留まっているくらいがある。アイヌ-和人間での交渉過程や逃散背景、場所内部におけるアイヌ同士の関係性等、この事例に関してより具体的な様相の復元を試みようとする取り組みは確認する限りほぼ無い。そこで本報告では、これまでのイケシュイに関する取り組みで言及されてこなかった2点に着目した論点提議を試みる。

1点目は、ヨイチ場所アイヌ人別帳を用いた分析である。ヨイチ場所から逃散したアイヌに関して、人名や居住する村における家族構成等、詳細な分析が為されてこなかったため、逃散したアイヌや場所内に残留したアイヌの関係性等についても曖昧なままであった。人別帳を通して、村ごとの逃散アイヌの属性や、役アイヌと逃散したアイヌの関係について検討を行うことで、アイヌ社会の様相の一端を明らかにしたい。

2点目は、ヨイチ場所における役アイヌの動向に関する分析である。役アイヌについては、主に乙名・脇乙名・小使が「蝦夷三役」とされ、他にヲムシャ等の儀礼の際に乙名・小使に準ずる格式で待遇を得た土産取が史料中に見られる。役アイヌに関する検討は、クナシリ・メナシの戦い(1789年)を経ての幕藩権力との関わりを通しての分析が中心であり、他の事例を通しての場所共同体内の位置づけが明らかにされてこなかった。この背景として役アイヌに関わる叙述が含まれる史料的制約も考えられるが、イケシュイの事例を通して役アイヌの動向や、場所内部における立ち位置について分析することで、共同体における役アイヌの実態解明へアプローチする。

中国の人々は、古来より色彩感覚をどのように表現してきたのだろうか。

色彩研究については、様々な観点から行われているものの、中国の古代に着目すると、いわゆる体系研究はなく、研究手法も定まっておらず、今も様々な研究者が自身の観点から研究を行っている。本報告では、中国最古の詩集とされる『詩経』を用い、中国の古代ではどのような色彩研究ができるのかという一視座を述べる。

まずはじめに、色彩という概念を研究する前に、現代の色彩研究や我々の色彩感覚には西洋の価値観が強く影響していることと、古代の色彩を研究する際には新しい手法を考える必要があるという前提を提示した。

続いて、古代の色彩研究をする際に必要な要素が、①検討素材の時代がある程度定まっていること、②検討素材が豊富かつ連続性が見られるもの、③大勢の人間に共有されている価値観であること、であると述べ、その条件を満たした『詩経』とその注釈から色彩描写を抽出した。

『詩経』には前漢末の毛公、後漢の鄭玄、唐の孔穎達、南宋の朱子が注釈を付している。孔穎達は孫炎・郭璞・陸璣の注釈を取りまとめて整理しているため、彼らも含めたそれぞれの人物について注釈態度や、注釈を付した年代を可能な限り明らかにした上で、色彩描写を収集することで、一つの対象について縦の流れで分析することが出来る。その結果、時代が下るごとに、色彩描写の種類が増えていることが明らかになった。

最後に、色彩描写の整理検討から、間色の描写を整理することで、毛伝から孔穎達『毛詩正義』にかけて、色彩の順が「青・赤・黄・白・黒」という明確な順に沿って配置されていることを明らかにした。これは「木→火→土→金→水」という五行相生説の順と一致しており、その背景には『礼記』月令の法令化と強権力化に拠っていることを指摘した。さらに五行と色彩の対応関係について、初期五行思想が確認できる『管子』を参照したところ、五行と色彩は元来、対応関係に無かったことが明らかになった。つまり、色彩順の定着には、劉向・劉歆父子が、月令を意識して行った五徳終始説改革が影響し、それが毛伝や鄭玄ら儒学者にも影響を与えているといえよう。一方で、南宋の朱子では五行と色彩が対応関係になく、色彩描写の展開については考察の余地がある。

以上、検討してきたことを踏まえた上で、色彩表記の規則性という点から、色彩の儒教的規範に着目して検討を行うことができるという一視座を提示した。色彩描写の展開は、漢儒によって一度固定され、その後は一部を残しつつも、色順は習慣の中で変化していくのだと考えられる。今後は他の文献をも参照していく必要があるが、その際にも比較的成立年代が明らかな注釈をもとに字義の変遷をたどることで、その傾向を探るという手法は有効であるといえる。

## 明治後期～大正期における国有地・御料地下戻し運動の展開と変容

### － 請願による民意表出を手がかりとして－

仲田 拓真

本報告は、制度上、宮中と府中を分離した宮府二元的体制（いわゆる「宮中・府中の別」の体制）下における宮府の関係を、国有地と御料地という空間を中心に、請願制度という「顕在化する民意」への対応を手がかりに明らかにするものである。

すなわち、宮府二元体制下の宮中は独自の経済機構を持ち、憲法とならぶ皇室典範を頂点とする法体系を持つなど、ひとつの「政治主体」として評価できる。このように、国内で宮中と府中というふたつの政治主体が並立する状況において、両者はいかに対峙し、どのような関係性を模索したのかを検討するのが本報告の目的である。

1907（明治40）年の宮府二元体制の確立ののち、宮中は独立した政治主体として「自律化」を試みていく。しかしながら、制度において宮中と府中は分離したが（あるいはしたからこそ）、実態において両者はともに独立した政治主体として、十全ではないにしろ国内の制度が矛盾しないように互いの動向を注視して政策決定を行っていた。

明治後期から大正中期にかけて、宮内省は御料農地の整理と世伝御料の解除を断行して御料地の天皇の私有地的性格を払拭しようとする努力、御料地耕作人や御料地所在市町村からの「難声」にも耳を傾けた。折しも1917（大正6）年に民意の掬い上げを図った請願令が制定され、これにより宮内省、ひいては天皇に対して願い出る方途が明らかに示された。

これ以前から活発に利用されたのが議院法に基づく請願であったが、この議院法に基づいて行なわれた国有林野の下戻しの請願に対して政府は一切これを認めない方針をとった。宮内省においてもこれに準じ、下戻し等に関する請願をそのまま採納することはなかったものの、その趣意を政策に反映させるなど、請願制度を柔軟に利用して民意に対応した。

その一例として、1920（大正9）年に御料地所在市区町村に対する下賜金交付を制度化したことが挙げられよう。これは宮内省が政府に先がけて行なったもので、政府は宮内省に遅れること9年後の1929（昭和4）年に国有林野所在市町村交付金制度を発足させている。御料地所在市区町村への下賜金交付の制度化にあたっては、1917（大正6）年に提出されていた「下総御料牧場所在村費補助請願ノ件」をはじめとする、御料地の所在する町村による請願の影響を等閑視することはできない。大正中期以降、宮内省は官有地（国有地・御料地）の処分問題において府中に追従していたわけではなく、府中を先導する場面もあったのである。

このように、宮府二元体制下における両者は、相補的な関係性の構築を目指した。つまり、いずれか一方に制度の変更を強いるのではなく、互いの政策上の先進性を受容することによって、相互に補完しあおうと試みたのである。

本報告が明らかにした宮府の相補的關係性という枠組みは、たんに官有地における制度の問題にとどまるものではなく、儀礼をはじめとする諸制度や人事など、広範な分野についても援用しうるものと考えられる。

## 【学習院大学史学会概要】

名称 学習院大学史学会 (Historical Society of Gakushuin University)  
所在地 (事務局) 〒171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1  
学習院大学文学部史学科研究室内  
E-mail : hist-soc@gakushuin.ac.jp  
代表者 (2023年度) 島田 誠 (学習院大学文学部史学科教授)  
設立 昭和 38 年 (1963) 11 月

### 創設経緯・沿革

学習院大学史学会は、学習院大学文学部史学科創設の3年目を機に、史学科と表裏一体の関係を保ちつつも、独自の研究、その他の活動を行う組織として設立された。この学会は、1963年初めから準備され、同年11月16日の創立総会に発足した。1965年1月には、学会誌『学習院史学』を創刊し、「掲載されたものが、それぞれに意義を持ち、将来の研究に資するものであること」(創刊の辞)を目指した。

### 目的

日本の歴史学の発展に寄与すること (『学習院史学』創刊の辞)  
歴史学の研究ならびに会員相互の親睦をはかること (会則)

### 会員数

全国 計 753 名  
学内会員 488 名 (教員・事務室 12 名) 学外会員 265 名 (2024 年 6 月現在)

### 集会

大会・総会 (1回/年)、例会

### 刊行物

学習院史学 GAKUSHUIN HISTORICAL REVIEW (1回/年)  
史学会会報 GAKUSHUIN HISTORICAL REPORT (2回/年)

## 『学習院史学』第62号原稿募集のお知らせ

2025年3月刊行の『学習院史学』第62号へのご投稿をお待ちしております。

2024年度の投稿要旨の提出期限は2024年7月20日(木)、投稿原稿の提出期限は9月下旬(具体的な期日は要旨審査後に通知)とさせていただきます。

※メールにて提出していただく場合は、会誌担当 [gakushuinshigaku@yahoo.co.jp](mailto:gakushuinshigaku@yahoo.co.jp) まで添付でお送り下さい。

### 《『学習院史学』投稿規定》

1. 投稿者は学習院大学史学会会員とします。ただし、学習院大学史学会会員を中心とする研究会の投稿については、この限りではありません。
2. 投稿希望者は投稿要旨を編集委員宛に提出してください(400字詰め原稿用紙換算で5枚程度とします。  
なお要旨は審査の都合上、研究史的意義についても簡明に言及してください。掲載の可否については、編集委員会が投稿原稿を厳正に審査した上で投稿者に連絡します。
3. 投稿原稿は、書き下ろし、完全原稿とします(鉛筆不可)。  
印刷の際に組み替え等が生じた場合は、投稿者にその経費の3分の2を負担して頂きます。
4. 注は通し番号とし、本文のあとに付記してください。
5. 投稿原稿は、400字換算で、論説60枚以内(注・図表を含む)、研究ノート40枚以内(同)、書評・史料紹介・研究動向20枚以内(同)とします。なお投稿原稿は縦書き・漢数字使用とし、ワープロ原稿の場合は、A4判に40字×30行で作成したテキストデータにプリントアウト原稿を添えて提出してください。
6. 図・表などは印刷ページの4分の1以内とします。所定量を超過した場合は、超過分を投稿者の負担とします。なお、図・表などは、大まかな掲載場所をあらかじめ指定してください。
7. 投稿要旨の提出期限を7月中旬、投稿原稿の提出期限を9月下旬とします。なお、投稿要旨は400字×5枚程度とし、英文タイトルをつけてください。締め切りは厳に守ってください。
8. 掲載原稿の著作権の扱いは以下の通りとします。
  - (1) 著作権は、著者に帰属するものとします。
  - (2) 著作権者は、複製権・公衆送信権等、出版やオンラインでの公開・配信について、学習院大学史学会に著作権上の許諾を与えるものとします。
  - (3) 著作権者は、論文等の電子化、学習院学術成果リポジトリへの登録、公開・一般利用者の閲覧・ダウンロードについて、リポジトリを管理・運用する学習院大学図書館に著作権上の許諾を与えるものとします。なお、公開は刊行から1年後とします。
  - (4) 著作権者は、電子化・オンライン上の公開に当たり、以下に関する著作権上の許諾を予め得ておくものとします。
    - (a) 共著者がいる場合は、そのすべての共著者
    - (b) 引用図版・写真等がある場合は、その図版・写真著作権者
  - (5) 電子化およびオンラインでの公開を希望しない場合は、電子化及びオンラインでの公開を拒否することができるものとします。